

平成 年 月 日

申 出 書

滋賀県知事
三日月 大造 様

住所または居所

連絡先

氏名または名称

印

滋賀県青少年の健全育成に関する条例第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり、申出をします。

記

1 申出の内容 ※1

2 根拠となる条項（滋賀県青少年の健全育成に関する条例）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 第8条（推奨） | <input type="checkbox"/> 第11条第1項（有害図書等の指定） |
| <input type="checkbox"/> 第12条第1項（有害興行の制限） | <input type="checkbox"/> 第13条（有害広告物の制限） |
| <input type="checkbox"/> 第14条第1項（有害がん具等の制限） | <input type="checkbox"/> 第15条（指定の解除） |
| <input type="checkbox"/> 第18条第2項（有害遊技の制限） | |

3 推奨等を行うことが適当であると認める理由 ※2

4 その他参考となる事項

※1 「申出の内容」記載時の注意点

- ・ 「対象となるもの」が特定できるように、できる限り詳細な情報をご記入ください。
- ・ どのような申出なのかを簡潔明瞭にご記入ください。

～ 記載例 ～

○第8条（推奨）の場合

（例）児童書「〇〇〇〇」（作者、△△出版社発行）について、青少年の健全育成を図るうえで、有益なものとして推奨することを求めます。

○第11条第1項（有害図書等の指定）の場合

（例）コミック本「〇〇〇〇」（作者、△△出版社発行）について、青少年に有害な図書と認め、有害図書等として指定することを求めます。

○第12条第1項（有害興行の制限）の場合

（例）映画「〇〇〇〇」（△△株式会社配給）について、青少年に有害な興行と認め、有害興行として指定することを求めます。

○第14条第1項（有害がん具等の制限）の場合

（例）がん具「〇〇〇〇」（形状・特徴、〇〇〇株式会社製造）について、青少年に有害ながん具と認め、有害がん具として指定することを求めます。

○第13条（有害広告物の制限）の場合

（例）滋賀県〇〇市〇〇町・・・に掲示されている広告物（女性の裸体が描写されているもの、縦2m×横2m）について、その広告主または管理者に対して、その広告物の内容の変更または期限付の除去を命ずることを求めます。

○第15条（指定の解除）の場合

（例）滋賀県青少年の健全育成に関する条例第14条第1項の規定に基づき、青少年に有害ながん具として指定されている「〇〇〇〇」（平成〇〇年〇月〇日付け指定）について、指定の解除を求めます。

○第18条第2項（有害遊技の制限）の場合

（例）滋賀県〇〇市〇〇町・・・に設置されている遊技機「〇〇〇〇」（形状・特徴、△△株式会社製造）について、その構造及び遊技の方法が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認め、その遊技機を設置して遊技をさせることを業とする者または管理者に対して、青少年の立入り禁止または遊技方法の改善、その他必要な措置を命ずることを求めます。

※2 「推奨等を行うことが適当であると認める理由」

- ・ どのような理由から「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」に基づく措置を求めるのかについて、簡潔明瞭にご記入ください。

～ 記載例 ～

○第8条（推奨）の場合

（例）当該児童書「〇〇〇〇」は、【概要】小学生中・高学年を対象としており、主人公の……、正しい知識を習得し、教養を深めるもので、青少年の健全な育成を図るうえで有益なものと認められるため。

○第11条第1項（有害図書等の指定）の場合

（例）当該コミック本「〇〇〇〇」は、【概要】人をナイフで殺傷する場面や暴力を肯定する場面が……、著しく青少年の粗暴性または残虐性を助長するもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるため。

○第12条第1項（有害興行の制限）の場合

（例）当該映画「〇〇〇〇」は、【概要】主人公の暴力団員が薬物の密売等の犯罪行為や暴力により……、著しく青少年の犯罪を誘発するおそれがあるもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるため。

○第14条第1項（有害がん具等の制限）の場合

（例）がん具「〇〇〇〇」は、【構造・機能・用途等の説明】……、人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるため。

○第13条（有害広告物の制限）の場合

（例）当該広告物は、【広告物の説明】女性の裸体が刺激的に描写されており……、著しく青少年の性的感情を刺激するもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるため。

○第15条（指定の解除）の場合

（例）当該がん具「〇〇〇〇」は、【理由】平成〇年〇月〇日付けで有害指定を受けているが、その後改良等により十分に安全性が確保されており……、滋賀県青少年の健全育成に関する条例第14条第1項の有害がん具の基準に該当しないため。

○第18条第2項（有害遊技の制限）の場合

（例）当該遊技機「〇〇〇〇」は、【構造・遊技方法の説明】メダルを投入して……、【現状の説明】現に金銭乱費に陥っている青少年が認められるなど著しく青少年の射幸心を誘発、助長しており……、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるため。